

東京都青少年の 健全な育成に関する 条例のあらまし

青少年が安心して育つ環境をつくるのは、
大人の責任です。



基本理念(条例前文)

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもつて生活を律するように努めなければならない。



東京都

令和7年2月

目 次

1	青少年に対する保護者の養育のあり方・・・・・・・・・・	3
2	携帯電話等の推奨制度・・・・・・・・・・	3
3	青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類の青少年への 販売等の制限・・・・・・・・・・	4
4	8条指定がん具類、8条指定刃物の青少年への販売等の制限・・・・・・・・	6
5	自動販売機等業者の責務・・・・・・・・・・	6
6	質受け・古物買受けの制限・・・・・・・・・・	7
7	着用済み下着等の買受け等の禁止・・・・・・・・・・	7
8	青少年への勧誘行為の禁止・・・・・・・・・・	7
9	深夜外出の制限・・・・・・・・・・	7
10	深夜立入制限施設・・・・・・・・・・	7
11	青少年の性に関する責務・・・・・・・・・・	8
12	青少年に対する反倫理的な性交等の禁止・・・・・・・・・・	8
13	青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止・・・・・・・・・・	8
14	児童ポルノの根絶等・・・・・・・・・・	9
15	インターネット上の有害情報対策・・・・・・・・・・	9
16	携帯電話端末等における有害情報の閲覧防止措置・・・・・・・・	11

東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定に基づき指定された図書類・がん具類・刃物は、それぞれ「8条指定図書類」「8条指定がん具類」「8条指定刃物」と表記しています。

条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。



青少年とは、18歳未満の者をいいます。

保護者の責務

青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健全に成長することができるように努めなければなりません。

事業者の責務

青少年の健全な成長を阻害しないように、環境の整備に努めなければなりません。

行政の責務

条例の適切な運用に努めるとともに、青少年の健全な育成に必要な施策を講じます。

1 青少年に対する保護者の養育のあり方（第4条の2）

青少年を健全に育成する責務を自覚し、子供たちを保護、教育してください。

青少年にかかわる行政機関から、児童虐待や青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言・指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切な対応に努めなければなりません。

（青少年にかかわる行政機関とは、家庭裁判所、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、保健所、学校、警察署などの機関です。）

2 携帯電話等の推奨制度（第5条の2）

概要

東京都では、保護者が、青少年に持たせる携帯電話等の端末やアプリケーションを選ぶ際の目安・参考としてもらうため、青少年がインターネットを利用して、その健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っているものを推奨しています。

推奨対象

端末推奨

小学生程度であればインターネット上の Web サイトの利用ができないこと、中学生程度であれば生活習慣を乱すような利用及び依存的な利用を抑止することなど、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話やスマートフォン等の端末を対象としています。

機能推奨

インターネット接続機器に利用者が付加することができ、青少年のインターネット利用に伴う危険性（自撮り被害、自殺や犯罪、いじめなど）の除去に資するものとして、青少年を健全に育成する上で有益であると認められる機能を対象としています。

※制度の詳細や、推奨された端末及び機能の一覧等は、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部ホームページをご参照ください。

3 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類の青少年への販売等の制限

(1) 図書類発行・販売業者による青少年への販売等の自主規制（第7条）

図書類発行・販売業者は、以下の図書類について、青少年に販売、頒布、又は貸し付け等しないよう、自主的な取組に努めなければなりません。

- ① 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺もしくは犯罪を誘発するもの
- ② 漫画、アニメーション等のうち、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為を、あたかも社会的に許されているものであるかのように描くことにより、また、必要以上に詳細にもしくは執拗に反復して描くことにより、読み手である青少年の当該性交等に対する抵抗感を弱め、性に関する健全な判断能力の形成を妨げるおそれがあるもの



図書類とは
書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、コンピュータ用プログラム又はデータを記録したDVD等を指します。

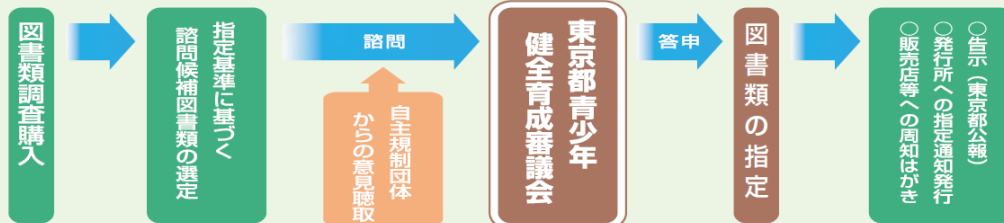
(2) 都による図書類の指定（第8条）

都は、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものとして、以下の指定基準に該当する図書類を、青少年への販売・閲覧等の禁止や区分陳列が義務付けられる図書類として指定することができます。（指定された図書類を「8条指定図書類」といいます。）

- ① 青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺もしくは犯罪を誘発するもの
- ② 上記自主規制の(1)②のうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交・性交類似行為を、あたかも社会的に是認されているものであるかのように描くことにより、また、必要以上に著しく詳細に描いたりもしくは過度に反復して描くことにより、読み手である青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく弱め、性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるおそれがあるもの

東京都青少年健全育成審議会における図書類の指定の流れ

図書類の指定に当たっては、自主規制団体（出版業界等）の意見を聴取した上、第三者機関である「東京都青少年健全育成審議会」に諮問する手続きを行っています。



知事は、出版社等に対し、その発行物等が短期間に繰り返し指定を受けた場合は、勧告・公表することができます。

(3) 8条指定図書類・表示図書類の青少年への販売等の制限（第9条, 第9条の2）

図書類販売業者等は、8条指定図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはなりません。

また、図書類販売業者等は、表示図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければなりません。

何人も、青少年に8条指定図書類、表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければなりません。

(4) 8条指定図書類・表示図書類の包装（第9条, 第9条の2）

ビニール包装、ひも掛け等をする。



図書類販売業者等は、8条指定図書類を青少年が閲覧できないように包装しなければなりません。

また、図書類発行業者は、表示図書類について包装に努めなければなりません。

(5) 8条指定図書類・表示図書類の区分陳列（第9条、第9条の2）

図書類販売業者等は、8条指定図書類を他の図書類と明確に区分陳列し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければなりません。（区分陳列）

また、表示図書類についても区分陳列するよう努めなければなりません。

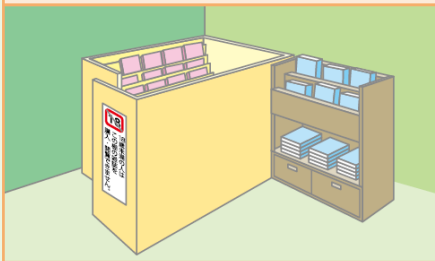
この他、8条指定図書類等の陳列場所には、青少年への販売等を制限する掲示をしなければなりません。

●青少年制限の掲示の一例●
（よく見える大きさの文字を使用する。）

18歳未満の人は、
この棚の雑誌を
購入・閲覧できません。

区分陳列方法の例

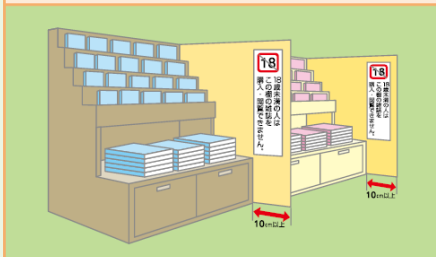
間仕切り、ついたてなどで陳列場所を隔離し、入り口に青少年制限の掲示をする。



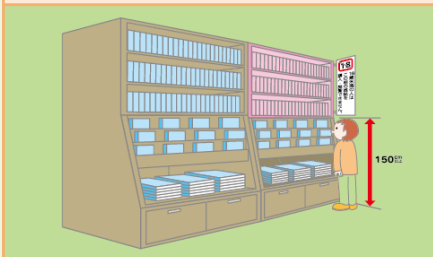
陳列棚を60センチ以上離し、見やすい箇所に青少年制限の掲示をする。



陳列棚の左右に、10センチ以上はりだす仕切り板をつけ、その表面に青少年制限の掲示をする。



150センチ以上の高さに、まとめて背立てで配架し、見やすい箇所に青少年制限の掲示をする。



※ただし、スペースがない販売店などが、上記方法による区分陳列を講じることが困難な場合は、レジから直近の場所で店員が容易に見通せるところに8条指定図書類を陳列する方法も区分陳列方法として認められます。

罰則
青少年に対する8条指定図書類の販売、頒布、貸し付け、区分陳列及び包装義務の違反者に対しては警告が発せられ、それに従わず、違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

(6) 表示図書類に係る図書類発行業者の責務（第9条の2）

図書類発行業者は、図書類の指定基準(P4(1))に照らして、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類に、「青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない」旨の表示をするよう努めなければなりません。（このような表示を付した図書類を、「表示図書類」といいます。）

表示図書類識別マーク（例）

●書籍・雑誌等



●ビデオ・DVD



（代表例）

●パソコンゲーム



●テレビゲーム



※ビデオ・DVDの表示は、「成人指定」等と表記されています。

4 8条指定がん具類、8条指定刃物の青少年への販売等の制限（第13条、第13条の2）

8条指定がん具類

人を殺傷するおそれが高いエアガンなどのがん具類や、性器を模した物で卑わいな感じを与えるもの又は性具等で、青少年の健全な育成を阻害するものとして都が指定したもの

（ア）がん具類の販売業者は、8条指定がん具類を青少年に販売し、又は頒布してはいけません。

8条指定刃物

青少年の興味を引き、携帯しやすく、かつ日常生活において所持する必要のない刃物のうち、構造又は機能が次のいずれかに該当するもので、青少年の健全な育成を阻害するものとして都が指定したもの

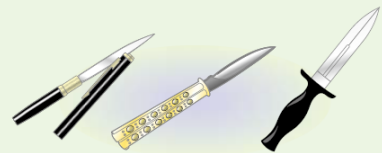
- ①刃をさやに収納している場合に刃物に見えないもの（仕込みナイフ）
- ②柄が2つに分かれて回転することによって刃が現れるもの（バタフライナイフ）
- ③鎗（しのぎ）を境として左右対称の刃を有する構造のナイフで、かつ刃体の先端が鋭いもの（ダガーナイフ）

（イ）何人も、8条指定刃物を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはいけません。

罰則

上記（ア）、（イ）に違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます。特定がん具類（※）である8条指定がん具類の場合、違反者に対しては警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます。

※性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為に供するがん具類及び性器を模したがん具類（通称「大人のオモチャ」等）



指定に当たっては、東京都青少年健全育成審議会に諮問する手続きを行っています。（4ページ参照）

5 自動販売機等業者の責務

（1）届出（第13条の3）

図書類や特定がん具類を販売・貸付けする自動販売機等を設置するときは、各機ごとに管理者を定め、届出をしなければなりません。

また、届出内容は見やすい位置に表示しなければなりません。

罰則

設置・変更・廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金に処せられます。表示の違反者に対しては、警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合は、10万円以下の罰金に処せられます。



（2）収納の禁止（第13条の4）

8条指定図書類又は8条指定がん具類（特定がん具類に限る）を収納してはいけません。

また、収納されている図書類、がん具類が8条指定図書類、8条指定がん具類となったときは、直ちに撤去しなければなりません。

罰則

上記（2）、（3）の違反者に対しては警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます。

（3）取るべき措置（第13条の5）

青少年が、いわゆる成人向けDVD・雑誌等を観覧できず、かつ購入できないように、次の措置を取らなければなりません。

観覧できない措置

- ハーフミラーの貼付、液晶フィルタの設置等により、収納物が外部から見えないようにしなければなりません。

購入できない措置

- 運転免許証等により顧客の年齢を確認することによって、青少年が収納物を購入等できない措置を施さなければなりません。

6 質受け・古物買受けの制限（第15条）

質屋は、青少年から物品を質にとって金銭を貸し付けてはいけません。

古物商は、青少年から古物を買ってはいけません。

何人も、青少年から質入れ・古物売却の委託を受けよう努めなければなりません。

罰則

違反者に対しては、警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

7 着用済み下着等の買受け等の禁止（第15条の2）

何人も、青少年から着用済み下着等を買ったり、売却の依頼を受けたり、売買の仲介をしてはいけません。また、この行為が行われることを知って、その場所を提供してはいけません。

罰則

違反した場合は、業者、場所の提供者は、50万円以下の罰金に、その他の者は30万円以下の罰金に処せられます。

8 青少年への勧誘行為の禁止（第15条の3）

何人も、青少年に対して、次の行為を行ってはいけません。

- ・一度着用した下着等を売却するように勧誘すること
- ・性風俗関連特殊営業で接客業務に従事するように勧誘すること
- ・接待飲食等営業の客となるように勧誘すること

罰則

違反者に対しては、警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

9 深夜外出の制限（第15条の4）

何人も、保護者の同意なく、又は正当な理由なく深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

- ・保護者は、通勤・通学など正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。
- ・何人も、深夜に外出している青少年の保護、善導に努めなければなりません。
- ・深夜営業を営む事業者等は、施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

罰則

深夜に16歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者は、30万円以下の罰金に処せられます。

10 深夜立入制限施設（第16条）

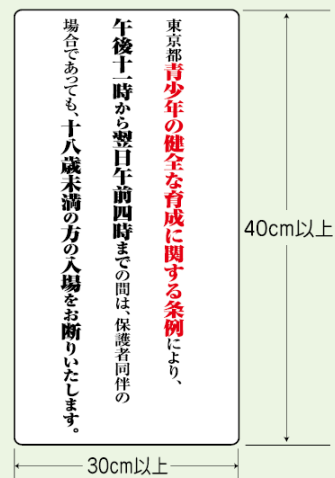
カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ、興行場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳を行わせる施設の経営者は、深夜、保護者同伴の場合であっても、青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。

罰則

違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

※深夜立入制限施設の経営者は、入口の見やすいところに、青少年の立入制限の掲示をしなければなりません。

※文字の大きさは72ポイント以上



11 青少年の性に関する責務

(1) 保護者や青少年の育成にかかわる者の責務（第18条の3）

- ・ 青少年に対し性に関して慎重な行動を促すため、啓発や教育に努めましょう。
- ・ 保護者は、青少年の性的関心の高まりや心身の変化等に十分な注意を払い、青少年との対話に努めましょう。

(2) 都の責務（第18条の4）

- ・ 青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図ります。
- ・ 性に関する判断能力が形成途上であることに起因して健全育成が阻害されないよう、普及啓発等に取り組みます。

(3) 出版や放送などのメディアの責務（第18条の5）

- ・ 青少年に対し情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたすに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的に取り組んでください。

12 青少年に対する反倫理的な性交等の禁止（第18条の6）

何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはけません。

罰則

違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

13 青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第18条の7）

何人も、青少年に対し、以下の方法により当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めてはいけません。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により求める

「自撮り被害」をはじめ、青少年がネット・スマホを利用していてトラブルに遭った際には、相談窓口「こたエール」に御相談ください。

罰則

違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

子供のネットやスマホのトラブル相談は こたエール

相談は無料

秘密は守ります

電話相談

インターネットなやみゼロに

0120-1-78302

月～土曜日 15時～21時 ※祝日・年末年始を除く



メール相談

24時間 いつでも受付中!

LINE相談

友だち登録、相談はこちら▶

月～土曜日 15時～21時 ※祝日・年末年始を除く



保護者の方からの相談もOK

詳細はホームページをご確認ください

こたエール

検索

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

14 児童ポルノの根絶等

(1) 児童ポルノの根絶等に向けた責務（第18条の8）

都は、

- ・児童ポルノを根絶するための環境整備に努めます。
- ・被害に遭った青少年に対し、その影響から回復等することができるよう支援を行います。

都民のみなさんは、

児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めてください。

例えば、

- ・児童ポルノをダウンロードしない。
- ・インターネット上で児童ポルノ等を発見した際には、インターネット・ホットラインセンターなど、削除のための適切な機関に通報する。

(2) 悪質なジュニアアイドル誌等に関する責務（第18条の9）

保護者や青少年の育成にかかわる方は、

青少年が児童ポルノの対象とならないよう、また、13歳未満の青少年が水着姿などで性的なポーズをとり、性欲の対象として扱われる写真集やDVD等（「悪質なジュニアアイドル誌等」）の対象とならないよう、適切な保護監督や教育に努めてください。

事業者は、

13歳未満の青少年を悪質なジュニアアイドル誌等の対象としない（出演させない）、また、広告等において、そのような写真などを使用しないよう努めてください。

15 インターネット上の有害情報対策

(1) 都の責務（第18条の10）

都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めます。

ファミリeルール講座

無料でご利用いただけます。

近年、インターネットの利用に伴うトラブルが多く発生しており、大人の知らないところで子供たちが被害に巻き込まれたり、逆に加害者になってしまうような問題も起こっています。

東京都では、大人にも子供にも、ネットの安全利用についての理解を深めてもらえるよう、その危険性やトラブル防止策等を学ぶことのできる「ファミリeルール講座」を開催します。

「自画撮り被害」など様々な被害の実態やその防止策等の最新情報のほか、ネットトラブルを回避するための基礎知識を身に付ける「基礎講座」と、家庭でのルール作りを支援する「保護者同士のグループワーク」など、ニーズに応じて選ぶことができる「選択講座」があります。

ファミリeルール事務局

TEL 03-4531-9460

ホームページ <https://www.e-rule.metro.tokyo.lg.jp/>
メールアドレス info@e-rule.jp

ファミリeルール 検索



(2) 事業者の責務（第18条の11）

フィルタリングに関連する事業者は、提供するサービスの性能等の向上を図るように努めなければなりません。また、インターネット接続役務提供事業者は、契約の相手方に対し、利用者に青少年が含まれる場合には、フィルタリングの利用を勧奨するように努めなければなりません。



「フィルタリング」とは、インターネット上の青少年にとって有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限する機能です。

～フィルタリングを利用することで、アクセスを制限できるサイトの例～

- | | |
|------------------|--------------|
| ①アダルトサイト・出会い系サイト | ④ショッピングサイト |
| ②犯罪・違法薬物等のサイト | ⑤ギャンブル、金融サイト |
| ③動画、音楽、ゲームサイト | ⑥SNS、掲示板 |

(3) 保護者や青少年の育成にかかわる者の責務（第18条の13）

保護者は、青少年がインターネットを利用して違法・有害な行為をすることを防ぐため、利用状況を適切に把握し、的確に管理するように努めましょう。

東京都がおすすめする「子供をネットトラブルから守る家庭での取組」

【機能活用】 フィルタリング、ペアレンタルコントロール

【教育活動】 親子のコミュニケーション、家庭でのルール作り

家庭でのルール作りのご参考に、
「ファミリールール講座」
（P9参照）もご活用ください！

16 携帯電話端末等における有害情報の閲覧防止措置（第18条の12）

（1）携帯電話事業者等（販売店、代理店を含む）の義務

- ① 保護者に対して、以下の事項を説明するとともに、説明書を交付する。
- ② 保護者から、フィルタリングサービスを利用しない、又はフィルタリング有効化措置を講じない旨の申出があった場合には、正当な理由等を記載した書面に記載・記録された事項を、書面かデータで保存する。

保護者に対する説明事項

- 一 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること
- 二 保護者が青少年のインターネット利用を適切に監督するために有益な役務であって、事業者が提供することが可能であるものの内容
- 三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない、又はフィルタリング有効化措置を講じない申出をする場合は、正当な理由その他の事項を記載した書面を提出する義務があること



知事は、事業者等が上記の事項に違反した場合には、勧告・公表することができます。

（2）保護者の義務

保護者は、フィルタリングサービスを利用しない・フィルタリング有効化措置を講じない旨の申出をする場合は、その正当な理由等を記載した書面を事業者に提出する必要があります。

正当な理由とは、次のような場合です。

- 一 青少年が就労している場合に、フィルタリングサービスを利用し、又はフィルタリング有効化措置を講ずることによってその青少年の業務に著しい支障がある場合
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合に、フィルタリングサービスを利用し、又はフィルタリング有効化措置を講ずることによってその青少年の日常生活に著しい支障がある場合
- 三 事業者が提供するインターネットの利用状況の閲覧を可能とするサービスを利用すること等により、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者が適切に監督する場合 など



「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に関するお問い合わせは下記へお願いします。

東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課

電話：03-5388-3064

ここでは条例の概要を記載しています。条例・規則の全文等については、下記ホームページにてご確認ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/jyourei-kisoku/

